

用途地域による高さ等の制限

(防火地域及び準防火地域以外の市全域に、建築基準法第22条第1項による指定がなされています。)

用途地域	高度地区	北側斜線制限		道路斜線制限		隣地斜線制限		絶対高さ制限	外壁の後退距離
		立上がり	勾配	適用距離	勾配	立上がり	勾配		
第1種低層住居専用地域	—	5m	1.25	20m	1.25	—	—	10m ※1	※1
第2種低層住居専用地域	—	5m	1.25	20m	1.25	—	—	10m	—
第1種中高層住居専用地域	都市計画課で ご確認ください。	10m ※2、※3	1.25 ※2、※3	20m	1.25	20m ※3	1.25 ※3	※1、※3	※1
第2種中高層住居専用地域		10m ※2、※3	1.25 ※2、※3	20m	1.25	20m	1.25	※3	—
第1種住居地域		※3	※3	20m	1.25	20m ※3	1.25 ※3	※1、※3	※1
第2種住居地域		※3	※3	20m	1.25	20m ※3	1.25 ※3	※3	※1
準住居地域		※3	※3	20m	1.25	20m ※3	1.25 ※3	※3	※1
近隣商業地域		※3	※3	20m	1.5	31m ※3	1.5 ※3	※1、※3	※1
商業地域		—	—	20m	1.5	31m ※3	1.5 ※3	※3	※1
準工業地域		※3	※3	20m	1.5	31m ※3	1.5 ※3	※1、※3	※1
工業地域	—	—	—	20m	1.5	31m ※3	2.5 ※3	※1	※1
市街化調整地域	—	※1	※1	20m	1.5	20m ※1	1.25 ※1	※1、※4	※1

※1: 地区計画・建築協定による制限がかかる場合があります。

※2: 日影規制の適用がある場合は、除外されることがあります。

※3: 高度地区による制限がかかる場合があります。

※4: 開発行為に該当する場合は、条例の制限によります。